

# 第二十四回 参議院社会労働委員会会議録第四十号

(五〇六)

昭和三十一年五月二十五日(金曜日)午後二時五十八分開会

委員の異動  
本日委員加藤武徳君及び草葉隆圓君辞任につき、その補欠として西岡ハル君及び木村守江君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 重盛 壽治君  
理事 高野 一夫君  
谷口弥三郎君  
山下 義信君  
田村 文吉君  
紅露 みつ君  
神原 亨君  
寺本 広作君  
中山 寿彦君  
西岡 ハル君  
深川タマエ君  
横山 フク君  
相馬 助治君  
竹中 勝男君  
藤原 道子君  
山本 經勝君  
森田 義衛君  
須藤 五郎君

厚生大臣官房 総務課長 小山進次郎君	厚生省保険局長 高田 正巳君
労働政務次官 村上 茂利君	労働大臣官房 総務課長 富樫 総一君
労働省職業安定局長 江下 孝君	

事務局側

専任委員 多田 仁巳君  
専門員 会議院送付

本日の会議に付した案件

○健康保険法等の一部を改正する法律  
(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法の一部を改正する法律  
(内閣提出、衆議院送付)

○船員保険法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○労働保険審査官及び労働保険審査会  
法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(重盛壽治君) ただいまから  
社会労働委員会を開会いたします。  
委員の異動を報告いたします。五月  
二十五日付加藤武徳君が辞任され、西  
岡ハル君が選任され、同日付をもって  
草葉隆圓君が辞任され、木村守江君が  
選任されました。

○委員長(重盛壽治君) 次に、審議の  
都合上、健康保険法等の一部を改正す  
る法律案、厚生年金保険法の一部を改  
正する法律案、船員保険法の一部を改  
正する法律案、右三案を一括議題とい  
うふうに伺いたいと思うのです。関係の条文は  
十三條ノ五は登録に関する条文である  
ように思います。それで伺いたいと思

たします。

御質疑をお願いいたします。

○山下義信君 前回の質疑で、本日は  
政府のいわゆる国民皆保険に関連いた  
す五ヵ年計画の御構想を承る、こう

いうことになっておったのであります  
が、その前に、昨日質疑をいたしまし  
た二重指定制度の問題につきまして、  
少しばかり残っておる点がありますか

、その点を先に質疑いたしまして、  
前段の問題に移りたいと思うのであり  
ます。

今回政府は、保険医制度につきまし  
て、登録制と指定制という二つの制度  
を作った。これは昨日の政府の御答弁  
によりますと、いわゆるこの二重指定  
制は、今日のわが国の医療の実態から  
ながめて、こういうシステムが適当だ  
と思った、同時に、この中身の行き方  
については、保険医の、診療における  
いわゆる保険医の独立性というか、診  
療の独立性ということも考えたのだと  
いうような御答弁があった。それで本  
日お尋ねいたしたいと思いますことは、  
この登録の申請をする、また指定  
の申請をする。それによってその登録  
をいたし、または指定をする。その場  
合に、これを都道府県知事は登録を拒  
否し、指定を拒否することができるよ  
うになつておる。私はその点について  
伺いたいと思うのです。関係の条文は  
十三條ノ三——四十三條ノ三  
は指定に關する条文でありまして、四  
十三条ノ五は登録に關する条文である  
ように思ひます。それで伺いたいと思

いますのは、指定を拒否する場合に  
は、都道府県知事は地方社会保険医療  
協議会に諮らねばならぬということが  
ある。「地方社会保険医療協議会」の趣旨  
は、医師、歯科医師、薬剤師であれば誰でも登録を申  
し上げましたように、医師、歯科医師、  
薬剤師でなければ誰でも登録をいたす  
ということでございますので、特に  
さような機関の議を経るという手続を  
要せざるものと考えるものでございま  
す。

○政府委員(高田正巳君) 機関の指定  
を拒みます際に「地方社会保険医療  
協議会」の趣旨は、依ルコトヲ要ス」と規定  
をいたしました趣旨は、昨日も御説明  
を申し上げましたように、諮問という  
ことよりはより強くいたしまして、民  
主的な手続を法律上保障したという趣  
旨でございます。

○山下義信君 より強くしたというこ  
とはわかるのですが、なぜ医療  
協議会の議によることにされたかとい  
うことです。

それでは質問を変えましょう。この  
指定拒否の手続をする場合には、「医療  
協議会」の趣旨は依ルコトヲ要ス、こうあ  
る。登録の拒否をするときには知事が  
独断にできるようになつておる。拒否  
の手続に、指定と登録の二つの場合に、その手続を異にした理由はどう  
いう理由であるか。

○政府委員(高田正巳君) 登録を拒否  
いたします場合におきましては、原  
則として、これは医師であればだれで  
も登録をするという建前になつており  
まして、拒否いたす場合が法律上「登  
録ヲ取消セラニ二年ヲ経過セザルモノナ

ルトキハ」登録を拒むことができる  
いうふうに、はつきりと要件を規定し  
ております。これ以外の場合におきま  
しては、登録は、先日来御説明を申  
し上げましたように、医師、歯科医師、  
薬剤師であれば誰でも登録をいたす  
ということでございますので、特に  
さような機関の議を経るという手続を  
要せざるものと考えるものでございま  
す。

○山下義信君 登録はだれでもするこ  
とになつたから、その登録をすること  
の手続はそれはだれにも相談しなくて  
ができると、こういうことはよろしい  
のです。しかしながら、登録を拒否す  
るという場合は登録をするというとき  
とは違うのであって、拒否するには



ときはこの限りにあらずという規定ですが、どういう注意をし、どういう監督をしておればよろしいのでしょうか。私のお尋ねしたいのは、それなんですか。医療機関の指定を取り消す、そして医療機関の中に働いておる保険医に不都合なことがあったときには、医療機関の指定の取り消しをするぞ、そういう場合もあり得るぞ、あなたの用心深い答弁からして、そういう場合もあり得るぞ、ただし当該医療機関が適切な注意及び監督がされてある場合はこの限りではない、こうきておる。その適当な注意、適当な監督とはどういうことをいうのかということを伺う。どうお考えになるか。

る場合の規定は、第四十三条ノ十二で  
したね。登録の取り消しのできる規定  
は第四十三条ノ十三でしたね。間違つ  
ておつたら指摘して下さい。それで私  
はこの登録の取り消し、指定の取り消  
しのできる条文は、非常に重大だと思  
う。これは保険医の生命線、保険医の  
死命を制する点です。处分ですから  
ね、処分するんですから。それでこの  
指定を取り消す規定でありますか、簡単  
におっしゃってみて下さい。

○政府委員(高田正巳君) 四号は行政  
庁が行なう検査に当りまして、報  
告または診療録その他の帳簿書類の提  
出あるいは提示を命ぜられまして、こ  
れに従わなかつたりまたは虚偽の報告  
をいたしましたり、さようなときでご  
ざいます。

○山下義信君 わかりました。

第五号は、同じように、何か検査か  
何かの目的で、行政庁が出頭を求める、  
あるいは質問をいたしといったような  
場合に、それに従がわなかつたという  
ような場合に、取り消しをいたします  
りますね。

○政府委員(高田正巳君) さようでござ  
います。

○山下義信君 私は、その他あるかわ  
かりませんが、これらの事項は、まあ  
やがましくいえば、あなた方の命令に  
違反することになり、はなはだ不都合  
であるからぬけれども、一応はあな  
た方のいわゆる行政監督上の措置にま  
あいわばそむいたというか、意に満た  
なかつたときのこれは場合のことです  
ね。私はこの一号、二号、三号の違反

関としての診療の義務を尽さなかつては、その場合とは非常に性質が違うと思つたが、どうでしよう。たとえば先ほどの場合とか、あるいは請求やその他に不正確のうなことがあったとかいったような、俗にいって、ざっくりばらんにいえば、性質のような、その本分にそむいたような違法の場合とは、非常に性質が違うと思うのですが、当局はどう思われますか。

○政府委員(高田正巳君) 仰せのよきに、若干性質が違うと思います。しかし性質が違うと申しますことは、何もそれが悪質でないとかあるいは事実が非常に軽いとかいう意味で、性質が違うわけではございません。四号、五号は、前各号に該当するような場合におきまして、そのことが実際にあるとなつかることでございまして、従いまして、その意味で若干の場合の相違が生じることは仰せの通りでございます。

○相馬助治君 関連して、私、大臣尋ねたいのです。ただいま同僚山口委員の質問に対して、第四十三条ノ十二の法文の読み方、これに対する提案者の考え方が局長より開陳されたのです。が、これは實に重大だと思うのです。本法提出の厚生省の医療従事者に対する基本的心がまさが表明されているとります。弾圧といふのは、するものが弾圧の意思がなくとも、脅迫とか弾圧というものは、受けける側の感じ、印象

○相馬助治君 厚生大臣の御答弁は、これと同様に筋が立つており、その通りであります。そこで問題なのは、この四号の規定が存在するということ自体が、立法された既においては、立法者の意図を離れて法律自体が権威を持ちます。そこで問題なのは、この四号の規定が存在するということ自体が、いわゆる帳簿あるいはカルテ、こういう法の提出を求められたときに、直ちに持つていかなかつた、あるいは虚偽報告をした、そういう場合にはもうかり消しになるぞ、こういう法律自体が存在することを、相手に対して恐怖を持たせる。そうしてまた、これは面からいえば感嘆法条である。さうに思わないかと、こういうことをお尋ねをしたのです。厚生省はさうに思はない。これは話としてはわりますが、そこで問題にしなくならないのは、厚生省が從来、健康監視に對してどういう態度をとつたかということなのです。  
すなわち、一般ネコのごときおどしい医師会が、総辭退を決意した。これは並々ならぬことである。そのとおり厚生省は、昭和三十一年三月二十九日厚生省発保第五十二号によつて、厚生次官名をもつて都道府県知事に對する通牒を出しております。これは言葉はまわめていんぎんにして丁重であるけれども、この通牒に流れておるものには、総辭退なんとかがたがた騒ぐ医者があたらば、それを受け取つてしまふ好きなようにやらせておけ、こういふ意図に一貫しておることは明瞭である。そういう厚生省が、こういたたけられました。

ふうな法律を条文の中に入れておくと  
いうこと自体が、健康保険医彈圧の精  
神がここに出ておるのではないかとい  
うことを私はおそれるので。私は厚  
生省を責めるためにかようなことを言  
うのではない。私は今日、日本の国民  
医療の前進の上で、何を一番悲しみに  
いたえない現実として見ておるかといえ  
ば、いわゆる三志会といわれるところ  
の、医師会、歯科医師会対薬剤師会と  
の間において、ただならぬ感情が一時  
ただよって、今日はこれは解消されつ  
つあるけれどもそういう事態があつた。  
そのときに、厚生省は指導よろしましを得  
なかつた。これは天下離れもない事実。  
今日この医師会、歯科医師会等を相手  
にして、健康保険法の改悪というよう  
な問題が出る場合にも、これら医療担  
当者の真実の声というものに耳を傾け  
ていい。これら医療診療者の組合等  
の意思というのも、まじめに聞いて  
いない。そうしてきわめて一方的に、  
政策としてやむを得ないという言葉の  
かけに隠れて、赤字負担という一つの  
大きな目的を持ってこういう法律を出  
してきたのだ。そうして医療担当者と  
厚生省の間に非常に冷たいものが流れ  
ておる。この事実が私は問題だとい  
うのです。医師会の誤解もありましょ  
う。しかし、この事実が問題になつて  
おるのです。そこで今日、全国の医師  
諸君が、個人開業医が医療を放擲し  
て、中央に集まつて政治運動をしなけ  
ればならない。まさにこれは政治の責  
題だと恩うのであります。従来の厚  
生省のとつてきた態度、経緯から考え

○國務大臣（小林英三君） 相馬委員は  
ただいまの御意見の中に、一般の医療機  
関担当者の懲戒退をなさっておられます  
は、これが運用に当つてどういうふうに考  
慮し、これを善用せんとするもの  
であるか、見解を承りておきたいと  
思います。

本来の私どもの考え方ではないのですざいまして、極力慰留してもらいたい。ということが私どもの考え方であつたのですが、しかし、そういうことはまだまづ解がましくなるのであります。ですが、いずれにいたしましても、ただいま御質問につきましては、法律には規定してございませんけれども、十分にそういうことのないようになりますが、いざれにいたしましても、ただいまの御質問につきましては、法律には規定してございませんけれども、その他によりまして慎重を期したい。また今後、今相馬さんの御指摘になりましたような、いろいろただいままで私どもが聞いておりますような点につきましても、十分に注意をいたしまして、今日までのようなことがないようになりますが、かりにあったといたしましても、そういうことのないようにならうことを申し上げておきたいと思います。

の診療の請求に不正なことがあるといったような場合の取り消しの規定であります。四号、五号は政指導というか、行政監督上なさるることであつて、相手に不正があるとか、あるいは診療上不都合なことをしたとかいうそういう場合でなくして、行政監督上、いささか当局のお気に入りにしなかつたというだけの違反事項です。私は軽重は言わない。しかしながら、だれが見ても一、二、三号の、前半は、これは相当深い違反事項と見なければならぬ。四号、五号は認識上考えても、今言うたような、あれた方の行政監督上のその御命令に服ななかつたというような場合、かかるに同じようないくつかの指定の取り消しをする。同じような指定の取り消しといふことは、無期限の取り消しである。私はこれは意見になりますから言いませんが、ちょっと出てこいといつて感じになつたりといったような、行政指導上の違反のような、いわば軽いときには一回が見てもこれは軽いというようなときは、同じ指定をするのでも、どうなりますか、六ヶ月間とか一年間とか、いわゆる有期懲役といいますか、この指定の取り消しの無期限を何か救済の方法がありませんか。情状によりまして、あなたの方の方は積極的に救済するところは講じていいでしよう。しかし、この規定の上から見ると、罪の軽重を問わず、一律的に無期限に指定の取り消しをするという条項になつておる。私はこれは実情に沿わない。軽き違反の場合には軽く処し、重き違反の場合にはどのような極刑になされてもこれはいなむことではないが、私は

その点に對して、少しくこの各号については当局の御配慮が足りないのでないか、少し過酷に過ぎはしないかと、いうことを伺つておる。その点はいかがでしようか。

○政府委員(高田正巳君) 四号、五号がございませんと、当該医療機関が、今こっちの方はいいだろと仰せになりました一号ないし三号に該当するかどうかといふことが調査できなくななる、こういうおそれがあるのにござります。(「そういうふうに信用しないことが問題なんだ」と呼ぶ者あり) 従来の現行法の規定によりますと、四号ないし五号等のような場合におきましては、罰則をかけておりまして、六ヶ月でございましたか未満の懲役、一万元以下の罰金だつたと記憶いたしますが、罰則をかけておりました。今回の改正案におきましては、さような罰則等でこれに処するのはいかがであろうか。むしろ指定の取り消しといふなり、保険の仕組みの中からどいていたが、こういう程度の扱いでもいいこう、「それが一等醜陋だ」生活権の問題だ」と呼ぶ者あり) そういうような規定の取扱いに相なつてるのでござります。なお、先生方もよく御存じでございますように、從来におきましても、いわゆる監査拒否といふやうなことで、いろいろな問題を起しておりますことは御承知の通りでござります。これらの現実の問題に処します意味におきましても、四号、五号は必要であろう、かようにな存するわけでござります。しかしかよなことが、今御心配のように、検査というよなものが非常に官僚的に行われまするならば、これはそのことは非常に避けなけ

ればならぬ問題でござります。従いま

して、その点につきましては、先ほど大臣もお答えがございましたように、それぞれの診療担当者の団体と十分に御相談、御連絡をいたしまして、監査等につきましては、多くの場合立ち会いなどでやっているのでございまして、みなさまの運用方針は今後もとつて参るつもりでございます。

身は悪いことをしている、悪いことをしたときにはこういう処分をする、様子見に行ったところでも同じように処分するというのではなく、それがそうでなかつたのかわからぬのであって、その悪いことをしたときと、入口でのぞいてみたときと、同じように処分するということは、処分の方法としては、これは私は少し過酷ではないか、こういう議論でありますので、この方の御答弁については、今は議論の段階でありませんから……、私は納得いたしません。

登録の問題で、二度、繰り返す。

○相馬助治君 第四と第五とにおいて  
指定を取り消される条項があるわけですね、そうすると、私が聞きたいのは  
第四、第五というものは、かくかくの理由で私は取り消されなければども、こ  
ういう不利益処分には従うわけにいかないのだと言つて、訴えるところがま  
るとか、あるいはまたそれに類似の行為で抗議する、こういうふうなこの条  
文上の手続的な救済規定はあると思うんですが、直接第四、第五に見合うところの、こういう罰をするということ

○政府委員(高田正巳君) 私がどううみ  
御質問をよく把握いたしませんでお答え  
えをいたしまして、まことに恐縮でござ  
いました。取り消しについて、どうゆ  
いう救済規定があるかという御質問で  
ございますが、これは一般の行政行為  
に対する場合と同じように、いわゆる  
訴訟になるわけでございます。

○相馬助治君 保険局長は、実体論として、医師の場合に、一円以下以下の罰金という刑法上の課罰対象として取り上げられるということと、それから六ヶ月あるいは一年間戸を閉ざせと言われるところの行政課罰の対象として取り上げられることと、これはどちらを重しとしますか。というのは、刑法論上からいえば、行政罰というのは、刑法上の課罰対象より下である、こういうふうに常識的に言われておりますが、医師という業態の実態から推して、一体いずれが保険医にとって痛いと思われますか。

文庫本が2,000より本が不規

の申し立てをしたり、あるいは訴訟をたりする、それは当然ここに書いてあるとあるまいと行政訴訟ができる。しかしながら今言ったような、あなたの行政監督上のちょいとした違反的なことに、この非常に悪質な深刻な不正の場合と同じように、指定取り消しという一律な処分をすることは、これは不当ではないかといふわれわれの議論です。従つてこの軽い場合の指定取り消しをしたというような場合に、あなたの方から積極的に、指定を取り

○政府委員(高田正巳君) こちらから  
積極的に、先ほどのはひど過ぎたから  
こうしてやるというふうなことを規定  
した条文はございません。さようなこ  
とになりますれば、結局一度取り消さ  
れたものでござりますから、再指定と  
かと相馬君が聞いた。あるならある、  
ないならないでいい。

○山下義信君　いや、その場合に多少手心でもするというのですか。再指定の規定は規定であるのですから、そういうことを情報を酌量するとか、しゃくするということは一つも書いてないのですから、そういうような場合には、あなた方は運営上手心をする心が見えがあるというのですか。再指定の方法があるというのは、再指定の方法だけの説明をするのですか。そういうことでござります。

卷之三

○政府委員(高田正巳君) かりに非常に過酷な措置が行われました場合には、次の再指定の際に、当然さようなことも考慮いたして、運用上再指定をいたすべきものと存します。しかしながらこの取り消しをいたしまする際には、四十三条の十五に新しく新設されました規定がございまして、弁明の機会を法律上必ず与えなければならぬことにもなっておりますし、かつ取り消し処分をいたしまするには、先ほ

れはほんとうの罰でございますが、指定取り消しの方は、罰という考え方ではなくして、そういう方がそこにそのままおられると困るから排除するという意味合いのものでございます。従つて、ちょっとものの考え方、性格が違うわけでございます。刑罰の場合には、罰金以上の刑に該当いたしますと、これは医師の免許証にも関係をいたして参るわけでございます。さような意味合いでおきましては、刑罰の方が重大である、かように申し上げなければならないかと存じます。

卷之三

おを重視しておきましむる所の五ヵ年計画といいますか、昭和十五年に国民皆保険を目指とする、それに対してのあなたの方の大体の御計画はどうなつか、こういう問題なんですが、取りまとめてここで御答弁をいただきまますか、あるいは一問一答で御答弁いただきますか、政府の方でその点の御答弁を願いたいと思います。

○国務大臣(小林英三君) 昨日の委員会におきまして、山下委員から、私どもの目標といたしております昭和三十年五年を目途といたしまして、国民皆保

医療保障の達成につきましては、社会保険制度の推進をはかる上におきまして、当面最も緊急を要する問題として、申上げておきたいと思うのでございります。

御承知の通り、医療保障を達成いたしました。では、具体的ではございませんが、し  
かしほとぎす申上げたところでございます。  
が、なお、この際私の所信の一端を  
明らかにいたしておきたいと存じま  
ります上におきましては、疾病保険の  
充強化ということがその中核をなす  
ものと考えるものであります。政府に  
おきましても、当面最も問題となつて  
おりまする政府管掌健康保険に対しま  
しては、その財政対策といたしまし  
て、本年度三十億円を一般会計から繰

202

のであります。一方、現行制度のもとにおきまして、約三千万人に及ぶ病保険の未適用者があるのです。これらの国民に対しましては、まず国民健康保険の普及をはかることがあります。第一として推進して行きたいと存じておりますが、五人未満の事業所の健康保険適用の問題がありますし、僻地医療対策等ともあわせ考慮すべきものと存じますので、これらの関連諸問題とあわせまして検討いたしている次第でございます。

また結核対策につきましては、その医療費が各種制度の重圧になつておなりますので、国民保険の見地からも、国家財政の上からも、総合的施策を遂行いたしたいと考えております。この点につきましては、結核保険の実施という意見もござりまするが、疾病保険との関連、疾病保険の未適用者の問題もありまする現在におきまして、公費負担制度を中心考慮いたしたいと存じております。

なお、以上述べました医療保障の具体的な策につきましては、近く社会保険制度審議会の勧告も予想されておりまするし、また一方、医療保障委員の任命も近く行う予定でありますので、おそらくとも昭和三十五年実施目標といたしまして、全国民を対象とする医療保障達成をはかるために、できるだけ早くその具体案を早急に作成いたしたいものだと存じておる次第でござります。

○山下義信君　ただいまの厚生大臣の答弁は、従来からまことに繰り返しておられました抽象的な御答弁で、そのおあげになりました国保の普及とか、五人未満の適用とか、あるいは結核

の対策とかいうようなことについて、これからどういう段取りで、大体の段取りはどういうふうにして進んでいくということをお尋ねして、御答弁がいただけでしょうか。ただけないのならいただけないでいいです。たま以上には答弁しないならしいでいいです。いただけるようでしたら少し伺いたいと思います。

○国務大臣（小林英三君） ただいまの後段に申し上げましたように、非常に各種の保険もござりまするし、この問題につきましては、たまいま申し上げましたような考え方に基きまして、今後療委員等とも十分に計画を立てて、近く具体案を立て、あるいは年次計画を立てて進んで参りたいと存しておりまするから、どうかさよう御了承を願いたいと思います。

○竹中勝男君 その点に関してちょっと関連。厚生省が今度の健康保険の一部改正をする法律案を出された説明書に、こういうように説明しておるのであります。私読みますから、これを「以上申し述べましたように、これら諸改革は単に健康保険の財政対策というような狭い意味のものではなく、社会保障制度特に全国民を対象とする医療保障制度の完全実施を前提とした一つの一環として実施するものでありまして、わが国の医療保障制度が今後急速に健全に発達して参る上において一転機をすべきものと考えております。」こういう言葉をもつて大体説明しておられるのです、この改正法案そのものを。すなわち全国民を対象とする医療制度の完全実施、これを前提とする、その一環として実施するのだというのです。そうすればこれは明らかに、何ら

かこの全体とこの部分との関係がなくてはならない。この改正法案を審議する上には、全体の計画の何らかの姿がなければならぬ。計画性を持つていては計画性というものを、これが一環だ、一部分だというのですから、その他の残りとの関係が説明されなければならないということは、これは常識です。こういう常識の点を、常識的にどういう関係を持つのかということをお尋ねをしておるのであります。昨日の発言の中にもほんとうに、これが今厚生大臣が言わされたような五人未満のことが問題だと、解地の医療対策が必要だと、国保の普及が必要だと、結核対策が必要だとかいうことは、これは何にも、これは昔から言われていることで、「環境としてだとか、前提としつつあるとかいうことにはならないです。もう一度……。そんなことでは私は厚生大臣の答弁としては受け取れない。少くともわれわれ委員が審議してゆく上において必要なだけの答弁をしていただきたいと思う。

そして日本の社会保障の中核とも申すべき医療保障の方の最も肝要なる、最も被保険者の多い政府管掌の健康保険制度の建て直しをいたしたいといふことであるのでありますて、ただいま下委員の御質問に対しまして、私がまだいまの考え方を申し上げましたことはこれはその通りであるかも知れません。私どもは、少くとも先ほど申し上げましたように、昭和三十五年を目途といたしまして国民皆保険の線にて持つていただきたい。それには今後すみやかに計画を立てまして、少くとも三十年中に一周年には、すべての方向に対しまする計画を立てて、そして総合的に調査、研究計画を立てましてやつて参りたいということをございますから、どうかさよう御了承を願いたいと思います。

十一月の二十日付の朝日新聞には、わゆる厚生省の長期計画、五カ年の社会保障計画というものを、朝日新聞堂々と大記事として掲載している。しそれが厚生省の意見でもなければ、厚生省の中で作業をされたものであつて、形跡でもないのであるならば、なぜ時否認をされません。否認をされません。取り消しをなされません。また同様の記事が専門の社会保険雑誌に躍りと厚生省の担当官の署名で記事が掲載された。私は本日、朝日新聞のこの新聞も、その掲載された雑誌も証拠としてここに持つて参つております。しかしこれはおそらく省議を経た公にされたのである。私は本日、朝日新聞のこの新聞も、その掲載された雑誌も証拠としてここに持つて参つております。しかし、このままでは、少くともそういう作業といふか、試案といふかの厚生省の見解ではないかもわかりません。ないかもわかりませんが、少くとも、大臣が命じたのだか、前厚生大臣が命じたんだかそれはわかりませんけれども、公式の席ではしばしばこれをちよちよとし、今申したような新聞雑誌に掲載されている。またいやしくも国家公務員が部外の刊行物に掲載するときには、言うまでもない人事院規則によって上司の許可を受けなければならぬことになつていて。上司の許可も受けずして当該担当官が私見を発表するということは、国家公務員法の許されることである。しかしこれは省議できまつておらぬことであるからと言つて、あなた方がかりに逃げるならそれでよろしい。よろしいが、国保の将来への方針ということは、あなたの方省議で相談なすつたのでないですか、なすつたことはあります。か。将来の国民健康保険の強化拡充について、あなた方は厚生省部内において御相談なすつたことはないのです。



なりまするなれば、あるいはそこに期待をかける余地がないとも言えない。それで本日はその点につきまして、大臣並びに関係政府委員の方に御質問申し上げたい。

ります第一の問題は審査会が審査を  
廃止されたかわりに、中央に審査会が  
設けられた。ところがこの法案を見て  
参りますと、いうと、委員の任命の手続き  
について何ら具体的に示されておりま  
せん。これは非常に問題がありますの  
で、この点についてまず大臣の方から、  
どういう方法で任命するのか。つまり  
公労法の場合にも問題がございました  
し、また、その他労働関係の問題につ  
きまして、公益委員等の任命の場合  
に、いろいろ具体的な手続が示され  
るのですが、これについて  
は、全然触れられておらない。ただ学  
識経験のある者とか、あるいは労働問  
題に経験のある者というような抽象的  
な表現でなされておるだけであつて、  
それではどのような人を、いわゆる国  
会の同意を得て内閣総理大臣が任命す  
るのか、こういう点が問題であります。  
そこで大臣の方から懇切な御解説  
をいただきたいおきたい、かように考え  
るわけであります。

ましたようなわけであります、原案は第二十三条に示しておりますように、この法律ができましてから審査会の事務運営についても事務手続を詳細に作りますし、さらに政令を出しましてやるつもりであります、この審査会の委員につきましては、御承知のように、本案は国会の御承認を求めて内閣総理大臣がこれを任命するという慎重なやり方をいたしておるわけでございますからして、政府側といたしましては、その委員の人選に当りますては、労使双方の御納得のいくようなりっぱな人物を任命して、皆さん方に御心配をおかけしないように、御希望に沿うようにいたしたいと思います。なお各方面の御得心をいただくためには、最も弾力性のある態度で臨むつもりでございまして、労使双方に御納得のよくようございなかったものに、委員の任命をしたじめ労働組合あるいは經營者の団体、こういったものに、委員の任命をしたいのだということで御連絡なさって、そこからそれぞれ適当と判断する代表者を推薦する、その推薦された者について大臣の方で一応検討を願い得るといふような機会等が得られるかどうか、その点はどうでしょうか。

的にきめることは遺憾ながらできませ  
んですが、その人選につきましては、  
もちろん労働省側としてはあらかじめ  
双方に御了解のいくような人物をおさ  
りして、これは表向きそういうことを  
やりますと、たとえばどなたかを御推  
薦申し上げて、それが必要案がないと  
いうことでその御承認が得られなかつ  
たというときには、その方の人格、声  
望も傷つくようなことになるのであり  
ますから、内面的に十分事務当局で両  
者の方には御相談をしてそうしてきめ  
て参りたい。こういうのが先ほど申し  
ました弾力性ある態度をとっていきた  
いと申し上げたことがあります。

○山本経勝君 そこでちょっと突っ込  
んだ話になりますが、かりに一応推薦  
をするということになります場合に、  
その推薦をなさるということがわかり  
ますと、かりに労働組合あるいは経営  
者団体等においてこういう人を出したと  
いうので、申し出があつたとい  
う場合には、一応それは大臣のお手元  
にとめられて、そうして選考なさる資  
料には十分お願ひできると思うんです  
が、その点はどうなんですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 双方の、こ  
れならばと思われる方を御推薦下さる  
ことはしづくつこうでございまし  
て、私どもが人選を申し上げる資料に  
いたしたいと思います。

○山本経勝君 それで地方における審  
査官の任命ですが、これは法案の中で  
非常に明確にこのこともなっておりま  
せん。そこでこれは事務当局の方でも  
けつこうなんですが、大体どういう人  
人を審査官に決定するというお考えを  
持つておられるのか、その点もあわせ  
て一つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(富澤總一君) 地方の審査官につきましては、法案に書いてござりまするよう、労働基準行政時に労災保険行政につきまして相当の実務に携経た、そうして審査能力のある者を委嘱する、補職することになつております。先生御存じの通り、福岡におきましても基準局に現在五人の審査官がございます。相当の老練な人物を配置しております。今後の人事の運用においてござります。今後は単独でやるわけじゃなく、労使の代表参与と一緒にまあこの審査、調査なども実体的にやるわけでございます。一段と円熟した条理に通ずる人物を選考するようになります。

○山本經勝君 そこで、今のこういう場合にも考えられるんですか、たとえば都道府県の知事が任命することになるとありますから、その場合に、新しくそしら審査官を配置するといふことも考え方のあります、そういう場合に、やはり問題が労使の中の問題である、その配慮の上から適当な人選等についてまあ希望が出ましたという場合に、お取扱いとしてははどうお考えになるんでしょうか。

○政府委員(富澤總一君) 正式に、これは純粹な公務員の人事でございまするので、何と申しますか、先ほど大臣からもお話しがありましたように、公式にどうということをここで申し上げかねるのであります、ことに失業保険は別として、私の方の労災関係において申しますので、一番最初に監督官にましましては、労働基準監督官のうちからこれを補職するのを原則としております。この監督官は特殊の仕事に従事いたしますので、一番最初に監督官になるには監督官試験を受けてそういう

合格して研修をいたします。そうして監督官として実務につき、そのうち審査事務の審査過程におきまして、しっかりと労使の代表参与との間に、何と申しますか、とげとげした関係などを生じますと、非常に事務処理に円滑を欠きまするので、先ほど申し上げましたように、そういうことのないようにする人事配慮を弾力的にいたしたい、こういう心持でございます。

○山本経勝君 そこで話は變りますが、この労使双方の審査に関する参与なんですが、これはきわめて重要な問題だと思う。前回の場合にもる御説明をいたいたわけですが、ここで確認をしておきたいのは、労使双方は「意見を述べる」という条文に案はなつておるのであるが、この「意見を述べる」ということは「意見を述べることができる」のであって、意見を取り上げて必ずしも聞かなければならぬということにもなつておらない。そうしますと、実はほんの形式的な、労使双方の利害関係者が代表を送つておるけれども、ただそれは顔を並べておるというだけであつて、実はその十分な審査に参与するという機会にならないと思ふ。むしろこの点は法そのものの条文から申しましても、たびたび御説明の中にありましたように、労使双方の意見を十分尊重し、そうして審査に参与せしめるという表現でもって大臣もまた局長も御答弁になつておる。そうしますと、単に「意見を述べることができる」というような条文では、これはその御説明と一致しないと思う。です



会保険の例にならいまして、一応当方から任期を区切るということはいかがかと考えまして、法律には明文を置かなかつたのでございますが、もし関係方面におきまして御要望がございましたら、これを命令において規定するのですが、これは局長や大臣のお話で、適当に指名されたというのです。これは両者非常に納得しがたいと思う。ですからいやすくも指名をするためには、どういうふうな手続でなさるお考えなのか。たとえば労働者の団体から推薦を受けて指名をなさる、何らかそこに手続的な点もはつきりしておかないと将来に問題が残る、その点どうですか。

○政府委員(富権總一君) これにつきましては、たとえば中労委とか地方の労働委員会あるいは基準審議会とか、そういう例と全く同様でございまして、中央におきましては総評、全労その他で結成しております各種審議会に対する委員の推薦母体がございますので、そこに公文で推薦方を依頼し、経営者側につきましては、日経連といったようなところに推薦を公文で依頼いたしまして、推薦された方を依頼する。地方におきましてもそれと同様の方式でやる。これは当然のこととて、ここでそう確約しても差しつかえないところでございます。

○山本經勝君 この法文を見て参りますといふと、それから同時に、せんたつて来御質問申し上げたことについて、こういうことが御辞弁になつて

も何といいますか、その審査会において、しかるべきに取扱いが、地域的に異なったりするような結果が生まれて、法の解釈上統一的に処理をすることが望ましいのだが、こういうような御説明があったたよに記憶をいたしておりますが、問題は、今申し上げたような具体的な問題がそれぞれ事業所つまりこうした鉱山事業所という広範な地域で、全国的にあるわけです。従つてそういう事態が、画一的にいわゆる悪い言葉で申し上げまするというと、官僚的な法規解釈の適用という事務的な処理になると、心配が、今日なお消えておらない。ところがあ政令でもって、この点先ほどお話のように、十分労働者を保護するという方式に従つてやつていくのだ、こういう御答弁のように承つて参つたわけありますか、そうなりますと、この政令そのものがまた非常に重要な役割を果してくる。ところが政令は御承知のように閣議でもつてどんどん変更したりいろいろなさるとするところ、これは隨時どんどん変更していただいたので、ここではどのような決定がなされ、あるいは法律として制定を見ても、実施になるという段階になりますと、これはおそろしい状態が考えられぬことはないわけです。特に本法において、私どもとしては少くとも従来やつた三者構成による協議決定の目的にも明白になつておられない機関が、民主的でありかつ運営上非常に差しつかえがなかつた、支障はなかつた、にもかかわらず、改正そのものの目的にも明白になつておらない議義がある。議義がある中에서도、

一応こういうふうに審議が進行して参つたのであります。  
そこで今のいわゆる本法において当然うたわるべきものだと考えられる問題が、いわゆるこの政令の中に移された形になつてくると思うのですが、この点から政令の改変と申しますか、そういう場合に、事前に少くともこの審議会がむろんございまして、それからさらにかかるべき機会に労使関係者の意見を徴するとか、何らかの具体的な安全弁が必要じやないかというふうに考えますが、この点ではどうなんですか。

がんばる、こういうことで、これはもちろんしない、この意見は、審議会で答申をした審議会の方の労使の方から御意見が出まして、労使の代表委員といふことも、やみくもに労使ばかりの利益を代表するのじゃないから、そういう言葉を使っちゃ困るという答申がございましたので、法文におきましては、ただ「代表する者」こういう言葉を使つております。しかる実際問題として、一々代表する者、代表する者といふ言葉では、実際にはつきりいたしませんので、省令等におきまして何か適當な呼称を考え、その呼称におきましては、単に意見を述べるといったような冷たい表現にならぬように、たとえば労災保険審査参与といったような言葉を工夫いたしまして、実際上言葉の表現の仕方におかしくならないよう注意したい、これは省令で書きたい、そういうことであります。

は、その参与が加わって審査をすると  
いう先ほどから申し上げている幅が問  
題だと思う。単に顔を出して意見を述  
べることから始まって、意見を述べる  
ということから始まってですよ、たと  
えばその委員が実はこう自分はこの事  
案について考えるがどうであろうかと  
いうことを逆に参与に対して話しかけ  
る、そうしてまたそれにに対する答えを  
出す、そうしたことが應酬される、つ  
まり円卓式の、テーブルを囲んで話し  
合うという、ひざを交えて話し合うと  
いう性格に持つていかれるものなのか  
どうなのか、この点は非常に今後の運  
用上の上において問題になってくる。  
たとえば委員なりあるいは審査官が自  
分の考へている通りに問題を決定づけ  
るために、これらの参与の意見は十分  
に取り入れないといふ危険があること  
はるる申し上げた通りなんです。です  
から、実際のこの運用上の問題です  
が、その点での配慮はどのようにお考  
えになっておりますか。

存じませんが、少くとも施行当初の、次官がこういう場合には依命通牒を、運用上の依命通牒を出すことになつておりますので、その依命通牒等も利用して、先生のおっしゃいました趣旨を十分に伝えるよういたしたいと考えております。

○須藤五郎君 私は中途から参加しましたので、あるいはこれまでに質問の済んだ問題があり、委員各位に御迷惑になるかもわかりませんが、一、二点私伺つていきたいと思います。

○須藤五郎君 労働大臣にお尋ねするのですが、今までずつとやられてきてる現行のやり方でなぜ不都合があるのか、なぜ

こういう法律を作らなくちゃならぬか、その点少し伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) このことはしばしば御論議になりましたのでござ

りますが、御承知のように、社会保険の方のこういう制度などと見合いまし

て、私どもとしては労働保険審査会が御承知のように取り扱うものは、労災

及び失業保険の関係でございますが、やはり地方の下において、窓口に起き

ました紛争は基準監督官が仲裁したり

ましても、今まで申し上げましたよ

ういろいろやりまして、そしてさらに審

査官の手元において労使双方の御意見

を十分に承わって、そこで十分に練り

まして、今まで申し上げましたよ

う約三千件ほど一年に事案がござい

ます。大体地方の審査官の程度で話は

決定いたしてある。そして最終的な

お二審制度と申しますが、上に持つて

参りましたものがそのうち約二百件程

度、そこでこれを審査会で常勤の委員

で、しかも從来と違いまして国会の御

承認を得て内閣総理大臣が任命すると

いう権威ある審査会委員において決定

する、その場合にも先ほど来話のあ

りましたように、労使双方の御意見を

十分に承わって、実質的には三者構成

と同じような意味で、しかしながら準

則的な裁判を下すものでござります。

○須藤五郎君 しかし、その裁判は中立の立場にある、

審査会の委員においておやり下さる、

しかもそれが先ほど申しましたよ

うに、国会の御承認という権威ある制

度にして、その委員会で最終判決を下し

ていただく、しかもその、今までしば

しばこれも話に出ましたが、非常に法

の解釈等についてまちまちであった

が、今度はそういうことなく、中央に

おいて統一した判定を下す、こういう

ことでやはり本案のようにする方が合

理的ではないか、こういう趣旨でござ

ります。

○須藤五郎君 私がお尋ねした点は、

重点は、現行、現在やつておるやり方

でなぜ不都合があるのかという点なん

です。むしろ労働者諸君は今度のやり

方が官僚統制になるのではないかとい

う一つの不安を持っております。なぜ

か、そこを私は解明してもらいたいの

です。

○政府委員(宮澤總一君) 抽象的に申

しますと、各県にあります三者構成

の審議会の決定にやまとまちまち

ができる、私ども審議会が、現在の三

者構成の審議会の方々に非常に一生懸

命にやつていただく、かつ多くの場合

関係者の御満足を得ておると考えてお

るのであります。しかし、全部の事例

を申し上げますと、ずいぶん時間がか

かりますけれども、たとえば一、二の

例をあげますと、労災給付におきまし

て、けがをした場合に、労使に重大な

故意過失がありますというと、これに

つきまして給付制限をすることにな

る、これにつきましてある審査会にお

きましては、五割の給付制限を受け

た、それは気の毒だから七割にしてや

りますという決定をする、ある審査会にお

きましては、五割にするか五割にする

かは行政当局の自由裁量であるからと

いうので、これを審査会の審議会案で

はないと言うて却下した、そういうよ

うな場合に、これは件数がそろ多いと

は言えませんけれども、それは当事者

が不満であれば裁判所を持つてくるわ

けです。まあ二割か三割のことでの裁判

所にかけて金と経費をかけるのはどう

だということで、これが泣き入りに

なるということは、私どもの立場とし

てはいかがかと考へるということです。

○須藤五郎君 お尋ねした点は、

ではいかがかと考へるということです。

省の使命もそこにあるわけでござります。私どもこの労災なるものがそもそも労働者の災害を保護するという建前でてきておりますし、労働省の使命もそこにあるわけでござりますから、そういう点につきましては、長い間御審議を願いました過程においても、本法二十三条でその事務的なと及び政令などで労使の方々の十分なそういう点の御心配のことも考慮に加えて、運営についてはこういうふうにやつていくこうという両者の御希望を十分取り入れて、これから御相談の上で政令を作りまして遺憾なきを期していただきたいと思っております。

ままで賛成をいたしたいと存じますので、用意いたしました付帯決議案を皆さんの方へお配りを願います。  
まず付帯決議案を朗読いたします。

付帯決議案

関係労働者及び関係事業主を代表する者の審査官及び審査会における審査への参加に関しては、その意見を十分尊重し、事実上從来の三者構成の審査会における審査と同様な効果を得るよう運営を図り、労働者の保護に万全を期することを要望する。

私は本案がいわゆる合理化の一線として一步前進されたことにつきまして賛成を表する次第であります。ただし、かような問題は年をかるに従いましていろいろ研究もされて参りまするので、また、社会上のいろいろの慣習もでき上つていくことであろうと考えておりますので、まずこの辺の合理化に一歩進めた上で本案を通じていただいて、なお検討の上で足りない点がございましたらば、さらに修正するという時代もあるであらうと考えるのでありまするが、一応その意味において本案に賛成する次第であります。

なお付帯決議について先刻御質問の中に十分尽きていると思うのでありまするが、どうかこれが運用に当たりましてはいわゆる官僚主義にならないよう、そういう点についてはすべてを円満に円滑に問題の進行ができるように、こういうことについてはよほど政令を作る場合、あるいはまたこれが運用する場合におきまして、細心の注意を払われんことを希望するがゆえに、この決議案をあらためて追加して本案に賛成する次第であります。

○山本經勝君 私は日本社会党を代表して本案に対し反対の意を表するものであります。

本委員会で問題になつて審議をして参りました労働審査官及び労働保険審査会法に關しましては、しばしば審査の途中におきましても申し述べて参りましたが、この法案に対しましては、全く労働者の立場に立ちまして反対の意見を表明するものでございます。

まず審査の際にしばしば繰り返し御質問を申し上げ、またあわせて要望等を強調して参りましたが、この立法の目的、あるいは立法の趣旨といふものが非常に問題であります。当使にいうことは、労働者と使用者という関係の中から出発して参りますので、労働者が作業場におきまして作業中業務上の障害をこうむつた。これに対する保護の立法が基準法並びにあるいは労災保険法等について明確に規定をされ、しかしながらその災害に対してどのように取扱いをするかということについての問題がしばしば起つて紛糾いたして参つたわけでございます。で、これに対しまして労働者、直接労働者という立場で同じ組織やあるいは関係の中にありまして直接身をもつてこの苦痛な労働並びに労働による災害というものの経験を持つたものと、それからまたこの労働者を使用して生産を営み企業を盛り立てて参つております経営者、使用者という立場とが現実の問題として労使の関係はやはりあたたかい血の通つたものでございます。従いましてそうした両者とこれに加えまするいわゆる学識経験者、第三者的立場に立ちましてた人々の御協力をいただい

て、今まで三者構成によるこれらの問題の審査あるいは不服の申し立てについて懇切丁寧な調査取扱い等が行われて参ったことは、単に労災の問題あるいは失業、職業安定の問題、あるいは肺の審議会、こういった問題だけではございません。おしなべて申し上げまして、労働関係の諸問題につきましては、労働者、使用者それに公益という三者の構成による機関が協議決定をする。そのことは労働者みずからも責任をもってやっていくということとございまして、また納得づくりで問題を処理するという非常にいい制度でありしかも民主的な機関である。こういうような機関が廃止されて、中央は労働大臣の推薦の委員が国会の同意を得て内閣に属する官制の中に織り込まれ、そうして審査委員という名においてやる最終決定をする機関。さらにその下にそれぞれ都道府県別の地方に審査官と称するいわゆる官吏を配置する。そこでこれらの人々が今度は労使双方の代表二名ずつそれぞれ指名された人々が参与をしてやっていくというのでありますけれども、これは從来こういう三者構成による協議決定ではなくて、いわゆる特権を持った官制の中で、職制に従つて運営される官吏の手でもつて、實際上ニーシアティヴをとつていく、こうすることになりますて、条文の中にも明記されておりますように、労使双方の意見を聞くというだけにとどまつて、先ほど局長並びに大臣の方から御答弁をいただきましたように、政令でもつてこれらの問題を円滑に運用面で合理的にやっていく、こういうふうに言われておりますけれども、実際は一たびこれが職制の中に

入って官制でもつて押えていかれる、こうしたことになりますといふと、労働者の現実的な利益は私はどうしても完全に守れるというふうに考えられない。しかも三者構成による民主的な協議決定機関がそうした官制に切りかえられることを伺つておる。こうして考へて参りますといふと、今日まで終戦後十年間いろいろな意味で貴重な経験を積

み、しかも單に法律の条文というよりも、労働關係の一つの自然のルールとして打ち立てられて参つたこうした民衆的な機関が一つ一つ削り取られる大好きな不満を持つものでござります。しかもこの傾向は単にこの労災審査会のみではございません。本委員会でせんたつて通過成立を見て衆議院に送り、すでに衆議院でも成立をいたしましたが、公労法の問題におきましては審査の途中でこれまたしばしば申し上げたことでございますが、局長の御答弁の中に非常にはつきり言われたことは、何のためにこうした法律を制定する必要があるのか、現在の基準法のもとでもって総括的に申しまして十分運営ができるて参る、しかもそれに重大な故障がある、あるいは正当な、なるほどとうなずけるような改正の理由がないではないかという質問に対しましては、局長の方からの御答弁は同一の事案が地域によって変った審査会に諸事務委員会の設置を見たわけでございました抹殺されまして、単に意見を聞くやつて参りましたそれそれの委員会を統合して、あのような公共企業体等労働委員会の設置を見たわけでございましたが、その労働委員会はよろしいといつてしましても、労使双方の同意を基礎得て総理大臣が任命をする、こういうふうな切りかえ方が行われております。しかもしばしば質疑等の途中におきましても、大臣の御答弁にもございましたことでございますが、労働委員会、これにいたしましてもいわゆる公益委員は從来ありました労使双方の同意を基礎にした構成、任命、手続、こういうものを廢止して、むしろ公労法の場合の労働委員会と同様に、国会の同意を得て総理大臣が任命する外局の、つまり特別職の國家公務員という形に切りかえようとなさる意図があることを伺つておる。こうして考へて参りますといふと、今日まで終戦後十年間いろいろな意味で貴重な経験を積

み、しかも單に法律の条文というよりも、労働關係の一つの自然のルールとして打ち立てられて参つたこうした民衆的な機関が一つ一つ削り取られる大好きな不満を持つものでござります。しかもこの傾向は単にこの労災審査会のみではございません。本委員会でせんたつて通過成立を見て衆議院に送り、すでに衆議院でも成立をいたしましたが、公労法の問題におきましては審査の途中でこれまたしばしば申し上げたことでございますが、局長の御答弁の中に非常にはつきり言われたことは、何のためにこうした法律を制定する必要があるのか、現在の基準法のもとでもって総括的に申しまして十分運営ができるて参る、しかもそれに重大な故障がある、あるいは正当な、なるほどとうなずけるような改正の理由がないではないかという質問に対しましては、局長の方からの御答弁は同一の事案が地域によって変った審査会に諸事務委員会の設置を見たわけでございました抹殺されまして、単に意見を聞くやつて参りましたそれそれの委員会を統合して、あのような公共企業体等労働委員会の設置を見たわけでございましたが、その労働委員会はよろしいといつてしましても、労使双方の同意を基礎得て総理大臣が任命をする、こういうふうな切りかえ方が行われております。しかもしばしば質疑等の途中におきましても、大臣の御答弁にもございましたことでございますが、労働委員会、これにいたしましてもいわゆる公益委員は從来ありました労使双方の同意を基礎にした構成、任命、手続、こういうものを廢止して、むしろ公労法の場合の労働委員会と同様に、国会の同意を得て総理大臣が任命する外局の、つまり特別職の國家公務員という形に切りかえようとなさる意図があることを伺つておる。こうして考へて参りますといふと、今日まで終戦後十年間いろいろな意味で貴重な経験を積

み、しかも單に法律の条文というよりも、労働關係の一つの自然のルールとして打ち立てられて参つたこうした民衆的な機関が一つ一つ削り取られる大好きな不満を持つものでござります。しかもこの傾向は単にこの労災審査会のみではございません。本委員会でせんたつて通過成立を見て衆議院に送り、すでに衆議院でも成立をいたしましたが、公労法の問題におきましては審査の途中でこれまたしばしば申し上げたことでございますが、局長の御答弁の中に非常にはつきり言われたことは、何のためにこうした法律を制定する必要があるのか、現在の基準法のもとでもって総括的に申しまして十分運営ができるて参る、しかもそれに重大な故障がある、あるいは正当な、なるほどとうなずけるような改正の理由がないではないかという質問に対しましては、局長の方からの御答弁は同一の事案が地域によって変った審査会に諸事務委員会の設置を見たわけでございました抹殺されまして、単に意見を聞くやつて参りましたそれそれの委員会を統合して、あのような公共企業体等労働委員会の設置を見たわけでございましたが、その労働委員会はよろしいといつてしましても、労使双方の同意を基礎得て総理大臣が任命をする、こういうふうな切りかえ方が行われております。しかもしばしば質疑等の途中におきましても、大臣の御答弁にもございましたことでございますが、労働委員会、これにいたしましてもいわゆる公益委員は從来ありました労使双方の同意を基礎にした構成、任命、手續、こういうものを廢止して、むしろ公労法の場合の労働委員会と同様に、国会の同意を得て総理大臣が任命する外局の、つまり特別職の國家公務員という形に切りかえようとなさる意図があることを伺つておる。こうして考へて参りますといふと、今日まで終戦後十年間いろいろな意味で貴重な経験を積

み、しかも單に法律の条文というよりも、労働關係の一つの自然のルールとして打ち立てられて参つたこうした民衆的な機関が一つ一つ削り取られる大好きな不満を持つものでござります。しかもこの傾向は単にこの労災審査会のみではございません。本委員会でせんたつて通過成立を見て衆議院に送り、すでに衆議院でも成立をいたしましたが、公労法の問題におきましては審査の途中でこれまたしばしば申し上げたことでございますが、局長の御答弁の中に非常にはつきり言われたことは、何のためにこうした法律を制定する必要があるのか、現在の基準法のもとでもって総括的に申しまして十分運営ができるて参る、しかもそれに重大な故障がある、あるいは正当な、なるほどとうなずけるような改正の理由がないではないかという質問に対しましては、局長の方からの御答弁は同一の事案が地域によって変った審査会に諸事務委員会の設置を見たわけでございました抹殺されまして、単に意見を聞くやつて参りましたそれそれの委員会を統合して、あのような公共企業体等労働委員会の設置を見たわけでございましたが、その労働委員会はよろしいといつてしましても、労使双方の同意を基礎得て総理大臣が任命をする、こういうふうな切りかえ方が行われております。しかもしばしば質疑等の途中におきましても、大臣の御答弁にもございましたことでございますが、労働委員会、これにいたしましてもいわゆる公益委員は從来ありました労使双方の同意を基礎にした構成、任命、手續、こういうものを廢止して、むしろ公労法の場合の労働委員会と同様に、国会の同意を得て総理大臣が任命する外局の、つまり特別職の國家公務員という形に切りかえようとなさる意図があることを伺つておる。こうして考へて参りますといふと、今日まで終戦後十年間いろいろな意味で貴重な経験を積

につきましては、いわゆる判断的ないしは準司法的ともいべき機能ありますので、従来の三者構成の制度をやめ、中立の公益委員をして、この機能を果さしめることとしていることがあります。これは直接労働者と使用者の間の争点を解決する役割りを持つてゐる労働委員会におきまして、そうした争点が不当労働行為事件である場合に、公益委員のみでこれが審査に当つて、労働者の訴権が制限されるということ、及び三者構成を廃止することによって労働者側の意見が排除されるといふ二点について、種々の懸念があるやうかがわれるのでありますけれども、これらはいずれも運用いかんによつて解決される問題でありますて、制度としては、本法案のごとくに措置するのが適当であると考えられる制度と何ら変るところのないものとなつてしまはしないかというおそれもあるのであります。この際政府においては、地方の審査官の段階でも、中央の審査会の段階でも、労使代表者の意見を十分に述べさせるとともに、これを尊重し、もつて実質的には三者の意見を十分に述べさせるとともに、等の措置がとられるならば、そういう措置をとられることを特に要望いたしましたいと答弁もされてゐるのであります、政令で必要な事項を定めるのであります。また、訴権が制限されるという懸念に対しましては審

審査官の段階で從来以上に一段と慎重に、そして万人を納得せしめるような審議が行われることを期待いたしますとともに、必要に応じ、審査会の委員の機動性ある活動によつて対処せられたいと思うのであります。

他に御発言はございませんか。——  
他に御意見もないようですから、討論  
は終結したものと認めることに御異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(重盛源治君) 御異議ないと  
認めます。

それではこれより労働保険審査官及  
び労働保険審査会法案を採決いたしま  
す。

○委員長(重盛壽治君)	名を付することになつておりまするから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。
多數意見者署名	
谷口弥三郎	高野　一夫
深川タマエ	森田　義衛
中山　壽彦	寺本　廣作
横山　フク	西岡　ハル
紅露　みつ	榎原　亨
田村　文吉	

○國務大臣（倉石義雄君） 御決定願い  
ました付帶決議の御趣意につきまして、  
政府といたしましてもまことに御  
同感でございまして、法の運用について  
は、御決議を十分尊重するよう努  
めたいと存じます。

本日の委員会は散会といたします。  
午後七時十七分散会

100

1

卷之三